

小学生を対象とする訪問型病児・病後児保育利用料助成

よくある質問

Q 1 医療機関を受診することなく、ベビーシッターを利用した。子どもが利用日の翌日から元気になり、利用後7日間以内に医療機関を受診しなかった。助成対象となるか。

A 1 お子さんがベビーシッター利用日の前後7日間以内に当該病気で医療機関を受診していることが要件であるため、助成対象となりません。

Q 2 子どもが学童クラブで具合が悪くなったので、ベビーシッターに直接お迎えに行ってもらい、そのまま自宅での保育をお願いした場合、全額助成対象となるか。

A 2 助成対象となるのは、保護者の自宅におけるベビーシッター利用分です。お迎えにかかる交通費や利用料は助成対象になりません。

Q 3 海外から豊島区に引っ越してきたため、住民税が課税されていない。非課税世帯として助成されるか。

A 3 該当する年の年間収入額を証明する書類を提出していただくことで、非課税世帯に該当するかどうかを審査します。必ず申請時に年間収入を証明する書類の提出をお願いします。提出がない場合は、課税世帯とみなして審査します。

Q 4 令和4年度分は住民税が課税されたが、令和5年度分は非課税となった。助成上限額はいくらか。

A 4 課税世帯から非課税世帯（または生活保護世帯）となる場合の助成上限額は、以下のとおりです。

ベビーシッター利用日	4月1日から6月30日	7月1日から翌年3月31日
課税区分	課税世帯	非課税世帯
助成上限額	5万円	10万円 - 4月1日から6月30日までの助成済額

※年度途中で課税世帯から生活保護世帯となった場合は、生活保護の適用月から、助成上限額が10万円 - 助成済額となります。

Q 5 令和4年度分は住民税が非課税だったが、令和5年度分は課税された。助成上限額はいくらか。

A 5 非課税世帯（または生活保護世帯）から課税世帯となる場合の助成上限額は、以下のとおりです。

ベビーシッター利用日	4月1日から6月30日	7月1日から翌年3月31日
課税区分	非課税世帯	課税世帯
助成上限額	10万円	5万円 - 4月1日から6月30日までの助成済額 ※助成済額が5万円を超えている場合は助成できません。